様式ID NTA0K0B130010210

L01 令和 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

一面

1 住所及び氏名

フリガナ	F03						
氏　名	F04						
住　所	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	F06						

(共有者の氏名)　※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	E01	
氏　名	E02	
フリガナ	E03	
氏　名	E04	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

		家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	㋐	N01 元号 年 月 日		N03 元号 年 月 日	
契約日 契約区分 G01	㋑	N02 元号 年 月 日			
補助金等控除前の取得対価の額	㋒	G02	円	㋓ G05	円
交付を受ける補助金等の額	㋔	G03	円	㋕ G06	円
取得対価の額 ((㋒−㋔)(㋓−㋕))	㋖	G04	円	㋗ G07	円
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	㋘	C01 .	㎡	㋙ C03 .	㎡
うち居住用部分の(床)面積	㋚	C02 .	㎡	㋛ C04 .	㎡
不動産番号	家屋	E05		土地	E06

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㋜	N04 元号 年 月 日	
契約日	㋝	N05 元号 年 月 日	
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㋞	G08	円
交付を受ける補助金等の額	㋟	G09	円
増改築等の費用の額 (㋞−㋟)	㋠	G10	円
㋞のうち居住用部分の金額	㋡	G11	円
増改築等をした家屋の総床面積	㋢	C05 .	㎡

4 家屋や土地等の取得対価の額

		Ⓐ家屋	Ⓑ土地等	Ⓒ合計	Ⓓ増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	①	G12 (分子) / G13 (分母)	G17 (分子) / G18 (分母)		G25 (分子) / G26 (分母)
(㋖、㋗、㋠) × ① ※共有でない場合は、㋖、㋗、㋠を書いてください。	②	㋖ (㋖×Ⓐの①) G14	㋗ (㋗×Ⓑの①) G19	(Ⓐの②+Ⓑの② 又は (Ⓑの②+Ⓓの②) G22	㋠ (㋠×Ⓓの①) G27
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	③	G15	G20	G23	G28
あなたの持分に係る取得対価の額等 (②−③)	④	G16	G21	G24	G29

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	G30		8%	G31		10%	G32		税率が10%の場合に㋒、㋞に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	G33	円

6 特例対象個人に係る事項等

夫婦のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、認定住宅等である新築住宅又は買取再販住宅に入居したとき等は、右の欄に該当する数字を書いてください。 G34

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

		Ⓔ住宅のみ	Ⓕ土地等のみ	Ⓖ住宅及び土地等	Ⓗ増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高 G69	⑤	G35	G39	G43	G47 円
連帯債務に係るあなたの負担割合((付表)の⑭の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	⑥	C06 .	C08 .	C10 .	C12 . %
住宅借入金等の年末残高((付表)の⑯の金額) ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。	⑦	G36	G40	G44	G48 円
④と⑦のいずれか少ない方の金額	⑧	G37	G41	G45	G49 円
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	⑨	㋔÷㋖ C07 .	㋡÷㋙ C09 .	C11 .	㋡÷㋡ C13 . %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑧×⑨)	⑩	G38	G42	G46	G50 円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (Ⓔの⑩+Ⓕの⑩+Ⓖの⑩+Ⓗの⑩) ※ ⑪の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑪」欄に転記します。	⑪	G51 円			

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の⑫欄から⑯欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

⑫高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑬断熱改修工事等の費用の額	⑭特定断熱改修工事等の費用の額	⑮特定多世帯同居改修工事等の費用の額
G52	G53	G54	G55

⑯特定耐久性向上改修工事等の費用の額	⑰特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑫+⑭+⑮+⑯)	⑱あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑰又は⑰×Dの①)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(⑪と⑱のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。) ⑲
G56	G57	G58	G59

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額　※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。　番号 G60　⑳ G61 00 円

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10%同一年中取得	G62	㋒又は㋓の金額(10%に係る部分のみ)	㉑	G63		円
	家屋:1 増改築等:2	G64	Ⓐの④又はⒹの④の金額(10%に係る部分のみ)	㉒	G65		円

重複適用を受ける場合は、右の欄に「1」を記載し、二面の㉓の金額を転記してください。	重複適用	G66	
	㉓		00 円

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の欄に「1」を記載してください。 G68

様式ID NTA0K0B130020210

令和　年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

氏名

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住宅借入金等の年末残高の合計額　※　**一面**の⑪の金額を転記します。　⑪

番号	居住の用に供した日等					算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額（100円未満の端数切捨て）
1	認定等の住宅の取得に係る借入金等特別控除の特例を選択	認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居	⑪×0.007=	⑳（最高31万5千円）　円　0 0
					令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人が入居	⑪×0.007=	⑳（最高35万円）　円　0 0
				中古住宅		⑪×0.007=	⑳（最高21万円）　円　0 0
			平成28年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特別）特定取得に該当するとき		⑪×0.01=	⑳（最高50万円）　円　0 0
				住宅の取得等が（特別）特定取得に該当しないとき		⑪×0.01=	⑳（最高30万円）　円　0 0
2			令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき		⑪×0.01=	⑳（最高50万円）　円　0 0
3		ZEH水準省エネ住宅（※4）	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居	⑪×0.007=	⑳（最高24万5千円）　円　0 0
					令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人が入居	⑪×0.007=	⑳（最高31万5千円）　円　0 0
				中古住宅		⑪×0.007=	⑳（最高21万円）　円　0 0
4		省エネ基準適合住宅（※4）	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居	⑪×0.007=	⑳（最高21万円）　円　0 0
					令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人が入居	⑪×0.007=	⑳（最高28万円）　円　0 0
				中古住宅		⑪×0.007=	⑳（最高21万円）　円　0 0
5	その他の住宅に係る住宅借入金等特別控除の適用（1から4又は7から11のいずれかを選択する場合を除きます。）		令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に入居	⑪×0.007=	⑳（最高14万円）　円　0 0
					令和4年中又は令和5年中に入居	⑪×0.007=	⑳（最高21万円）　円　0 0
				中古住宅又は増改築等		⑪×0.007=	⑳（最高14万円）　円　0 0
			平成28年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特別）特定取得に該当するとき		⑪×0.01=	⑳（最高40万円）　円　0 0
				住宅の取得等が（特別）特定取得に該当しないとき		⑪×0.01=	⑳（最高20万円）　円　0 0
6			令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき		⑪×0.01=	⑳（最高40万円）　円　0 0

番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額（100円未満の端数切捨て）
7	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……ⓐ(　　) ⑲の金額(　　)×0.02 ＋(ⓐ－⑲)×0.01＝		
			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑪の金額（最高1,000万円） ……ⓐ(　　) ⑲の金額(　　)×0.02 ＋(ⓐ－⑲)×0.01＝		⑳（最高12万円）　円　0 0
8	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額（最高1,000万円） ……ⓐ(　　) ⑲の金額(　　)×0.02 ＋(ⓐ－⑲)×0.01＝		⑳（最高12万5千円）　円　0 0
			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑪の金額（最高1,000万円） ……ⓐ(　　) ⑲の金額(　　)×0.02 ＋(ⓐ－⑲)×0.01＝		⑳（最高12万円）　円　0 0
9	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	⑪の金額（最高1,000万円） ……ⓐ(　　) ⑲の金額(　　)×0.02 ＋(ⓐ－⑲)×0.01＝		⑳（最高12万5千円）　円　0 0
10	震災特例法（※5）の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	⑪×0.009=	⑳（最高40万5千円）　円　0 0
				⑪×0.009=	⑳（最高45万円）　円　0 0
			中古住宅又は増改築等	⑪×0.009=	⑳（最高27万円）　円　0 0
		平成28年1月1日から令和3年12月31日までに居住の用に供した場合		⑪×0.012=	⑳（最高60万円）　円　0 0
11		令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき	⑪×0.012=	⑳（最高60万円）　円　0 0

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	平成令和　年　月　日	再居住開始年月日　平成令和　年　月　日
居住の用に供していない期間の家屋の用途	□ 賃貸の用　平成令和　年　月　日 ～ 平成令和　年　月　日 □ 空家　□ その他（　　）	
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、□（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける

※1　⑳欄の金額を**一面**の⑳欄に転記します。

※2　⑳欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3　特例対象個人、（特別）特定取得及び（特例）特別特例取得については、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方」参照してください。

※4　「ＺＥＨ水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、（特例）特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。

※5　「震災特例法」とは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律のことをいいます。

※6　「（再び居住の用に供したことに係る事項）」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○　重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑳欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉓欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑳の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	㉓	0 0 円

※　㉓欄の金額を**一面**の㉓欄に転記します。

○　不動産番号が一面に書ききれない場合

(1)	E01		(3)	E03	
(2)	E02		(4)	E04	

※　（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

二面　○　二面は一面と一緒に提出してください。